

一般社団法人国際コーチ連盟日本支部 令和元年度臨時総会資料

第1号議案 団体名変更の件

国際コーチ連盟本部（以下、ICF 本部）より、2019年11月20日に会員向けメールにて、その名称を2020年1月より、the International Coach Federation より、the International Coaching Federation と変更するとの通達があった。

これを受けて、国際コーチ連盟日本支部も団体名の変更を行う必要があり、定款及び各種規定における名称を、「一般社団法人国際コーチ連盟日本支部」より「一般社団法人国際コーチング連盟日本支部」に変更する。

なお、ウェブサイト・資料等への変更の反映は、ICF 本部での名称変更反映確認後とする。

1) 定款における変更箇所

第1章 総則

変更前

第1条 この法人は、一般社団法人国際コーチ連盟日本支部と称する。

変更後

第1条 この法人は、一般社団法人国際コーチング連盟日本支部と称する。

変更前

第3条 この法人は、コーチング業界全体の成長に寄与する様々な活動をグローバルに行っている国際コーチ連盟（International Coach Federation、以下「ICF」という。）の日本支部として、日本を拠点として活動するコーチに対し、ICF が発信する情報を日本語で提供し、よりグローバルなレベルでのコーチングが行える土壌を作ると共に、日本社会におけるコーチングの認知度、貢献度の向上をはかり、組織・社会の発展に寄与することを目的とする。

変更後

第3条 この法人は、コーチング業界全体の成長に寄与する様々な活動をグローバルに行っている国際コーチング連盟（International Coaching Federation、以下「ICF」という。）の日本支部として、日本を拠点として活動するコーチに対し、ICF が発信する情報を日本語で提供し、よりグローバルなレベルでのコーチングが行える土壌を作ると共に、日本社会におけるコーチングの認知度、貢献度の向上をはかり、組織・社会の発展に寄与することを目的とする。

変更前

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 国際コーチ連盟の会員である個人

(2) アソシエイツ 国際コーチ連盟会員以外の個人であって、この法人の目的に賛同して入会した者

変更後

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 国際コーチング連盟の会員である個人

(2) アソシエイツ 国際コーチング連盟会員以外の個人であって、この法人の目的に賛同して入会した者

2) 各種規定についての変更

変更前

一般社団法人国際コーチ連盟日本支部 会員及びアソシエイツ及びパートナー規約

第1条（会員及びアソシエイツ及びパートナー規約の範囲）

本規約は、一般社団法人国際コーチ連盟日本支部（以下ICF ジャパンとする）の定款の定める会員及びパートナーとなった法人、団体または個人に適用されます。

第2条（会員及びアソシエイツ及びパートナー）

ICF ジャパンの指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、ICF ジャパンの会員制度への入会を申し込み、ICF ジャパン理事会が承認した会員規約の条件を満たしている法人・団体または個人を会員またはパートナーといたします。

会員とは、当協会の正会員を、パートナーとは、アソシエイツ、法人パートナーをいいます。

正会員：正会員国際コーチ連盟の会員である個人

アソシエイツ：国際コーチ連盟会員以外の個人であって、この法人の目的に賛同して入会した者

法人パートナー：この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

第6条（会員種別の切り替え）

アソシエイツが入会後に国際コーチ連盟本部（以下、アメリカICF本部とする）の会員として登録した場合は、所定の書式にてICF ジャパンにその旨を報告することにより、次の会員更新時に正会員に会員種別を変更するものとします。

変更後

一般社団法人国際コーチング連盟日本支部 会員及びアソシエイツ及びパートナー規約

第1条（会員及びアソシエイツ及びパートナー規約の範囲）

本規約は、一般社団法人国際コーチング連盟日本支部（以下 ICF ジャパンとする）の定款の定める会員及びパートナーとなった法人、団体または個人に適用されます。

第2条（会員及びアソシエイツ及びパートナー）

ICF ジャパンの指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、ICF ジャパンの会員制度への入会を申し込み、ICF ジャパン理事会が承認した会員規約の条件を満たしている法人・団体または個人を会員またはパートナーといたします。

会員とは、当協会の正会員を、パートナーとは、アソシエイツ、法人パートナーをいいます。

正会員：正会員国際コーチング連盟の会員である個人

アソシエイツ：国際コーチング連盟会員以外の個人であって、この法人の目的に賛同して入会した者

法人パートナー：この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

第6条（会員種別の切り替え）

アソシエイツが入会後に国際コーチング連盟本部（以下、アメリカ ICF 本部とする）の会員として登録した場合は、所定の書式にて ICF ジャパンにその旨を報告することにより、次の会員更新時に正会員に会員種別を変更するものとします。

変更前

一般社団法人国際コーチ連盟日本支部事務局組織運営規則

(総則)第1条この規則は、定款第60条第3項の定めに基づき、非営利型一般社団法人国際コーチ連盟日本支部(以下「当団体」という)の事務局組織及び運営に関する事項について定める。

変更後

一般社団法人国際コーチング連盟日本支部事務局組織運営規則

(総則)第1条この規則は、定款第60条第3項の定めに基づき、非営利型一般社団法人国際コーチング連盟日本支部(以下「当団体」という)の事務局組織及び運営に関する事項について定める。

以上